

さいたま市長 7月定例記者会見

平成26年7月17日（木曜日）

午後1時30分開会

- 進 行 定刻となりましたので、市長定例記者会見を始めさせていただきます。
それでは、記者クラブ幹事社のテレビ埼玉さん、よろしくお願いいたします
ます。
- テレビ埼玉 7月の幹事社を務めますテレビ埼玉と申します。よろしくお願いいたします。
それでは、本日の記者会見内容につきまして、市長から説明をお願いします
ます。
- 市 長 皆さん、こんにちは。先週は、非常に勢力の強い台風8号が日本列島を
縦断し、全国各地に大きな被害をもたらしました。幸い本市に来るころに
はかなり勢力が弱まり、大きな被害も出ることがなく、安堵しているところ
であります。ところが、台風が過ぎますと一転猛暑がやってまいりました。
まだ暑さに体が完全には順応していない時期にこの暑さはこたえます
ので、暑さに負けない体調管理に気を引き締めていただきたいと思います。
暦の上では今月23日がいわゆる大暑で、1年で最も暑い時期であると言
われております。例年ですと、この時期に梅雨明けで、これから暑さ本
番になるといったところではありますが、本市でも既に毎日のように熱中症
の報告を受けているところでもあります。
改めて申し上げますが、市民の皆様には熱中症だけではなく、水の事故、
落雷などにはくれぐれもご注意をいただきまして、これから続きます夏の
暑さを上手にやり過ごし、健やかに過ごしていただきたいと思います。

市長発表：議題1「さいたま市いじめ防止対策推進条例を制定しました」

それでは、議題の説明に移らせていただきます。

まず、初めの議題は「さいたま市いじめ防止対策推進条例」の制定につ
いて説明をさせていただきます。

まず、この条例の制定の目的でございますが、これまでいじめの防止等
に向けた先進的な施策を実施してまいりましたが、法の施行を受けまして、

市を挙げて一層いじめの防止等に取り組む本市の強い意志をはっきり示すために条例を制定させていただきました。政令市でこの条例の制定は2番目ということになります。

いじめ防止対策推進法では、地方公共団体の基本方針の策定は努力義務と定められておりますが、本市では条例に基づき、さいたま市いじめ防止基本方針を定めることとしております。

条例の特徴でございますが、1点目として市の責務の明確化ということでございます。市の責務を明確化して、市長部局と教育委員会に組織を設置し、市を挙げていじめ防止等の取り組みを推進していくということがその特徴の1つであります。

2点目としては、児童生徒の役割の明確化ということであります。学校の主役であります児童生徒の役割を位置づけまして、児童生徒自身による主体的な取り組みというものを推進をしていこうというのが特徴であります。

そして3点目は基本方針の策定を、これは条例に基づいて定めさせていただいたところであります。他の政令市等でも基本方針を定めておりますが、条例に基づいてさいたま市いじめ防止基本方針を策定することが大きな特徴ということが言えると思います。

それでは、詳細について少し説明をしていきたいと思っております。まず、市の責務の明確化ということでありますけれども、いじめ防止等のための対策について、具体的に施策を策定し、実施をするということであります。いじめの防止等に関する機関、団体及び地域団体と連絡し、児童生徒の健全育成に係る事業の充実に努めること、いじめに関する相談を受けるための体制の整備等を責務として位置づけております。

そして、いじめの防止等に関する組織を新たに2つ設置いたします。1つがさいたま市いじめのないまちづくりネットワーク、もう1つがさいたま市いじめのない学校づくり推進委員会という2つの組織を設置いたします。

さいたま市いじめのないまちづくりネットワークについては、事務局を市長部局、子ども未来局の中に設置しますが、関係団体の連携を図るとともに、市が実施するいじめの防止等に関する取り組みの推進、啓発等を所

掌してまいります。委員は30名以内、幅広く連携を図ることを踏まえ、青少年育成さいたま市民会議、PTA協議会等、地域で活躍する団体等からも委員を選出していきたいと考えております。

次に、さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会でありますけれども、こちらのほうは教育委員会に設置をしまして、いじめの防止等に向けた調査研究あるいは重大事態に係る調査等を所掌してまいります。委員は15名以内でございます。適切にいじめ問題に対処する観点から、大学教授、弁護士、医師等、専門的な知識及び経験を有する方に委員として入っていただくつもりでございます。

次に、2つ目の児童生徒の役割の明確化についてご説明をいたしたいと思っております。児童生徒の役割の概要については、1つはいじめを行ってはならないということ、それから互いの人格を尊重するよう努めること、いじめの防止等の取り組みについて主体的に考え、積極的にその活動に努めることをその役割としております。学校の主役であります児童生徒の役割を明確にし、児童生徒の主体的な活動を位置づけたところが本市の特徴でもございます。具体例として、さいたま市子ども会議、そしてさいたま市いじめ防止シンポジウムを具体的に組み込んで、開催をしております。

もう少し具体的にご説明させていただきます。このさいたま市子ども会議についてでございますが、これは中学校区ごとに、小学校、中学校の代表の児童生徒が集まり、いじめの問題を自分たちみずからの問題として捉え、そしていじめ撲滅に向けて話し合うというものであります。その結果をもとに、中学校区の代表の中学生が一堂に会するさいたま市子ども会議で、いじめのないよりよい学校づくりについて協議をし、いじめ撲滅に向けた宣言を策定するというようにしております。第1回目は8月7日木曜日に、8時50分から12時まで、浦和中学校で開催することを予定しております。

また、宣言の話し合いの結果を各中学校区に持ち帰りまして、中学校区ごとに学校でのいじめ撲滅に向けた具体的な取り組みをさらに話し合ってください、各校ごとにその取り組みを実施していただくというものであります。

2点目のいじめ防止シンポジウムについてでございます。これは、11月

19日水曜日の午後からを予定しております。場所は市民会館おおみや。これは、市立の小中高等学校、それから特別支援学校の児童生徒の代表者はもとより、教職員、保護者、地域団体、関係行政機関の代表者等も出席をし、全市を挙げて取り組んでまいります。各学校の取り組みは、さいたま市子ども会議からの宣言を共有化し、あくまでも児童生徒が中心となって、いじめを起こさせない、見逃さない環境づくりについて考えていこうというものであります。

次に、特徴の3番目の基本方針の策定ということについてでございます。さいたま市いじめ防止基本方針の素案の概要についてご説明をいたします。市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として定めてまいります。学校の教職員だけでなく市民等が、実際にいじめの早期発見及び適切かつ迅速な対応などができるように、それぞれの立場で何をしたらよいかを具体的にわかりやすく示したものでございます。

現在パブリックコメントを実施中でありまして、7月9日から8月8日まで行っているところであります。広く市民の皆さんからご意見を頂戴し、そしてそれを反映させて方針をつくってまいりたいと思っております。これは市のホームページ、情報公開コーナー、教育相談室などで内容については掲示をしてございます。1つ目の議題については以上です。

市長発表：議題2「若田宇宙飛行士 ミッション報告会を開催します」

続きまして、「若田宇宙飛行士ミッション報告会を開催します」を説明させていただきます。

まず初めに、若田光一宇宙飛行士の活躍とさいたま市とのかかわりについて少しご紹介をしたいと思います。若田宇宙飛行士は1963年、さいたま市の北区、旧大宮市で誕生しました。そして、大学進学までさいたま市でずっと過ごされております。子どものころは、リトルリーグのチームに所属するほど野球少年であったということでもあります。そして、1989年、九州大学の大学院を経まして、日本航空にエンジニアとして入社されました。1992年に宇宙飛行士候補生に選抜され、翌年NAS

Aよりミッションスペシャリストに認定をされ、若田宇宙飛行士が誕生いたしました。

若田宇宙飛行士は3回目のミッション、これは2009年3月から7月までの期間でございましたけれども、日本人初の宇宙への長期滞在を果たしまして、日本初の有人宇宙施設としての実験棟「きぼう」を完成をさせました。宇宙の交信イベントや帰還報告会を実施し、宇宙劇場及び青少年宇宙科学館の名誉館長にもご就任をいただきました。

今回の4回目は、日本人初の国際宇宙ステーションのコマンダーに就任をされました。宇宙空間という特殊な環境の中で、仲間との和を大切にしながら宇宙飛行士をまとめられたと伺っております。

2013年11月7日から2014年5月14日まで滞在され、その188日間は1回の滞在で日本人最長となりました。通算宇宙滞在は347日となりまして、これも日本人最長記録ということであります。高い評価を受けております繊細なロボットアームの操作を行い、さまざまな科学実験や彗星の撮影など、大きな成果をおさめられました。

そうした若田光一さんであります。今回若田宇宙飛行士のミッション報告会をこの8月20日水曜日、2時半から4時半まで開催をいたします。会場は、市民会館おおみやの大ホールでございます。

このミッション報告会の開催に当たりましては、JAXAが候補地を募集し、さいたま市としても応募をしておりました。全国73団体の申し込みがあり、さいたま市を含む8団体が候補地に選定されました。参加者の募集は本日から開始し、往復はがきで青少年宇宙科学館までお申し込みをいただきたいと思っております。募集人数は800名でございまして、応募多数の場合は抽選となります。ミッション報告会の様子は、当日参加できない市民の方々のために、インターネット上でも動画配信をする予定でございます。

この8月20日の若田宇宙飛行士ミッション報告会の内容でございますが、第1部では「若田宇宙飛行士がISSで過ごした188日」と題しました講演会を実施いたします。質問コーナーでは、多くの子どもたちや市民の皆様の質問に若田宇宙飛行士が答えるという形で行わせていただきます。

そして、第2部ではフライト品、若田宇宙飛行士に持って行っていただきましたヌウのロゴ入りのフラッグの返還セレモニーを行わせていただきます。また、若田宇宙飛行士の宇宙授業を実施し、簡単な実験なども行う予定であります。またとない機会でございますので、ぜひご参加をいただきたいと思っております。

私からの説明は以上です。

議題に関する質問

- テレビ埼玉 市長の説明について、幹事社から1点質問です。
まず、いじめ防止対策推進条例についてなんですが、政令指定都市の中で2番目ということですが、ほかの政令指定都市について教えてください。
- 市長 京都市が9月に策定をするという予定であると伺っております。現時点では、相模原市も、さいたま市より先にやられておりますので、さいたま市としては2番目、さいたま市の後に京都市が条例化をされるということでもあります。
- テレビ埼玉 まだ相模原市でも、もしかしたら時間がたっていないかもしれないんですが、この条例を制定することによっていじめの人数が大幅に減った、ちょっとわかりづらいかもしれないんですが、何か結果みたいなものがあれば。
- 市長 相模原もまだ、これは4月に策定をされたばかりでありますので、それによってすぐに結果が出るというものではないと思っておりますし、また条例ができてすぐいじめに即効性があるというものではないと思っております。ただ、いじめが起きた場合に迅速に対応していく、またいじめが起こりにくい環境をつくるということを教育委員会あるいは学校ということだけではなくて、全市を挙げて取り組んでいくという強い決意をさいたま市として表明していく、またそれに取り組んでいくということの一つの姿勢であると思っておりますので、今後、さまざまな団体の皆さんと一緒に、このいじめのないまちづくりを進めていきたいと思っております。
- テレビ埼玉 ありがとうございます。幹事社からは以上です。
そのほか質問がある方はお願いします。
- 埼玉新聞 埼玉新聞です。

いじめ防止条例に関連してなんですが、さいたま市で現在いじめとして把握されている何かデータみたいなものあれば、ちょっと教えていただきたいんですが。

- 市長 それは今年度、昨年度ということですか。
- 埼玉新聞 最新のもので、一番近いものでデータがあれば教えてください。
- 市長 担当のほうからお願いします。
- 事務局 指導2課でございます。いじめについては、学校のほうで教員のほうで認知したという形で、いじめの認知件数ということでデータを持っているところですが、25年度につきましては小学校のほうで181件、中学校では249件ということで、合計430件の認知件数の報告を受けております。
以上でございます。
- 埼玉新聞 済みません、近年の推移とかもわかれば、あわせて教えていただけますか。
- 事務局 ご案内のとおりいじめの定義が、大きな出来事があるたびに変わってきて、その定義が変わるごとにいじめの認知件数が増える。まただんだん減っていくという傾向がございますが、24年度については（小学校）190件と（中学校）268件ということでかなりの数がありましたが、それに比べれば25年度は減少していると言えるかと思えます。ちなみに、23年度は小学校101件、中学校221件でございましたので、24年度は一気に数が増えたと、そのような傾向でございます。
- 読売新聞 読売新聞と申します。よろしく申し上げます。
いじめの防止条例のほうなんですけれども、市の責務の明確化のところにありますネットワークと推進委員会とありますが、これそれぞれのネットワークと推進委員会の組織としてのつながりというか、相関、どういうふうな関係でこの2つがやっていくのかというのを教えてください。
- 市長 違いということですか。役割ということですか。
- 読売新聞 違いと、あと役割、それからもしかかわることがあれば、どういうふうに関係するのかということをお願いします。
- 市長 それは所管のほうから。
- 事務局 それでは、さいたま市のいじめのないまちづくりネットワークを担当し

ております青少年育成課です。私どものほうでは、各団体に対しての連携ですとか、あと啓発活動、そういったものを中心に（いじめのない）まちづくりネットワークを立ち上げさせていただこうと考えております。

- 事務局 続いて、いじめのない学校づくり推進委員会のほうですが、これは教育委員会の附属機関ということになりまして、実際に教育委員会のほうで進めていきます施策ですとか、そういったものにつきましてご意見をいただいたり、提言をいただいたり、そんな形になるかと思えます。具体的には市のほうの機関と教育委員会のほうの機関ということで違いがございますが、今後綿密に連携を図っていく必要があると考えております。

以上でございます。

- 毎日新聞 毎日新聞です。関連してなのですけども、この2つの組織が連携を図っていく必要があるということだったんですけど、具体的に連携の方法とか、逆に向かっている方向としては全く同じだと思うんですが、これらの2つの組織をそれぞれ分けた理由をもう少し教えていただきたいんですが。

- 事務局 ご案内のとおり法が昨年度施行されておりまして、法の中でこの協議会という形、それから教育委員会の附属機関という形の位置づけが示されておりまして、それに基づいてさいたま市のほうでも組織をつくったということで、まずそれが前提になっております。役割については、今ご説明したとおりでございますので、それぞれの役割のものについて連携を図っていくということになるかと思えます。

- 毎日新聞 具体的なやり方等はまだ決まっていないということですね。

- 事務局 まだ今会を立ち上げている最中でございますので、具体的なものについては今後進めてまいります。

- 市長 ほかにはいかがでしょうか。

- 共同通信 共同通信です。

若田さんのミッション報告会のことでなんですけれども、先ほど市長から全国73団体の応募があって、8団体のうちの1つに選ばれたというようなお話があったんですけども、さいたま市がなぜ選ばれたのか、決め手となるようなことがあれば、もしあれば教えていただきたいのと、あと8団体が8カ所で報告会をするようなんですけれども、このさいたまでやる8月20日というのは全国的に何番目ぐらいなのか、もしわかれば教えて

いただきたいんですけれども。

- 市長 それでは、担当からお願いします。
- 事務局 担当の青少年宇宙科学館です。
8月2日が一番初めになりまして、それが山梨県です。さいたま市は5番目の8月20日ということになります。
- 共同通信 済みません、さいたま市が5番目。
- 事務局 5番目になります。
- 共同通信 1番がどこですか。
- 事務局 1番が山梨のほうになります。
- 共同通信 それがいつですか。
- 事務局 8月2日の土曜日になります。
それから、選考についてなんです、日にちと場所、人数どのぐらい集められるとか、あとどんな内容でというところが条件になってくると思います。細かい条件のところははっきりわからないのですけれども、そのように選定されたということになります。
- 共同通信 もう一つだけ関連で済みません。これ往復はがきによる申し込みということなんですけれども、さいたま市以外、もしくは埼玉県以外の人でも応募できるのでしょうか。
- 事務局 本日の夕方ぐらいからホームページで公開していく予定なので、一般の方、さいたま市ではない方ももちろん歓迎します。
- 共同通信 県外も。
- 事務局 はい、県外でも大丈夫です。
- 共同通信 ありがとうございます。
- 市長 ほかには。
- 埼玉新聞 いじめ条例に関連してなんです、さいたま市ではこれまでもいろいろいじめ対策等やってこられたと思うんですけど、どのようなことをやってきたかというのを改めて主なものを教えていただきたいのと、あとそれと今回の条例で始める取り組みとの整合性とか連携というのは、どのように図っていく予定なのでしょうか。
- 事務局 お答えいたします。
いじめの問題等といった時に、対策を考えるに当たっては、いじめを防

止する取り組み、それから早期に発見する取り組み、あるいはいじめが実際に起きてしまった時に実際に適切に迅速に対応する取り組み、そんな形に分けられると思いますが、本市におきましては、これまで未然防止の取り組みとして、いっぱいあるのですけれども、人間関係プログラムでありますとか、あるいは心を潤す4つの言葉の推進でありますとか、いじめ撲滅強化月間の取り組みでありますとか、あるいは赤ちゃん・幼児触れ合い体験事業ですとか、さまざまなものに取り組んできているところでございます。また早期発見につきましては、スクールカウンセラーやさわやか相談員の配置ですとか、24時間いじめ相談窓口、そういった相談体制の充実、あるいは心と生活のアンケート等、いずれも子どもたちに心の状況を聞き取るような、そういったことをさまざま取り組んできております。

また、実際にいじめが起きてしまった時も、本年度から個別サポート指導員ですとか学校生活指導員といった非常勤職員を派遣したり、学校の指導体制を支援、援助するような取り組み、またこれ以外にもさまざま取り組んでいるところでございます。

今後の取り組みということでございますけれども、子ども主体の取り組みということで先ほど説明があったとおりですが、そういったことに力を入れていながら、教育委員会だけではなく、市長部局との連携を図りながらさまざま取り組んでいきたいと、このように考えている次第でございます。

○ 埼玉新聞 あと、今回条例制定を受けまして、市長からの、例えばさいたま市内の親御さんとか教育にかかわる関係者の方、それからお子さんたちに、いじめを許さないんだということについての何かメッセージみたいながあれば、ちょっとお願いします。

○ 市 長 そうですね、やはりいじめは悪いことであると。いじめをさいたま市は決して許さない。そして、いじめを早期に発見して、私たちは学校も、そして教育委員会も、また地域の大人たちも、みんなでいじめられている子どもたちをしっかりと守っていくつもりでございますし、そのいじめのない市をつくっていけるように全力を挙げていきたいと思っておりますし、いじめが起こっている場合にはできるだけ早期に発見をして対応できる、そんな地域社会をみんなで作っていききたいと思っております。もしいじめられる子

どもがいたら、早期に先生や、あるいは周りの大人たちにぜひ相談をしてほしいと、このように思います。

- 読売新聞 読売新聞です。
ちょっと関連してなんですけども、いじめのほうなんですけど、さいたま市子ども会議と市のいじめ防止シンポジウムというのは、これからも定期的に開催していくことになるんでしょうか。
- 事務局 子ども会議とこのシンポジウムの今年度の取り組みとしては1年目になりますが、今後も継続させて計画していきたいと考えております。
- 読売新聞 済みません、年に1回とか2回とかって、その頻度についてはどういうふう考えていらっしゃるんでしょうか。
- 事務局 子ども会議自体は、8月7日に1回ですが、その前後の取り組みが先ほどスクリーンにあったとおりでございます、そういうことを含めて1回、シンポジウムについても1回ということで考えております。
- 読売新聞 年1回程度、こういったものを開催していくという認識でよろしいでしょうか。
- 事務局 はい、そのとおりでございます。
- 読売新聞 ありがとうございます。

幹事社質問①：公民館だよりへの俳句不掲載について

- テレビ埼玉 大丈夫でしょうか。
それでは、幹事社として代表質問させていただきます。
集団的自衛権の行使容認に反対するデモを詠んだ女性の俳句が三橋公民館で拒否される問題がありました。この問題について、表現の自由の侵害という意見も出されていますが、市長のご意見や考えを教えてください。
- 市長 まず、今回の問題につきましては、公の施設であります公民館が、世論が大きく2つに分かれる問題で、一方だけの意見を載せられないと判断したと聞いております。今回の件について、教育委員会が判断をしたものを私の立場からコメントすることは差し控えるというふうにしたほうが良いと考えておりますが、公民館だよりは公民館の事業や地域の活動の広報をすることを目的として、公民館が責任を持って編集、作成している市の刊行物でありますので、教育委員会において適切に判断されるものと考えて

おります。

幹事社質問②：市内で保護された記憶障害の男性について

- テレビ埼玉 わかりました。
- 続いて、2点目の質問に移りたいと思います。先日さいたま市の記憶障害の男性が情報公開、情報が公開されましたけれども、現在の状況についてと、また今後県警との連携も必要となってくると思うんですが、その辺について教えてください。
- 市長 続いての幹事社のご質問ですが、先般ご質問にありましたさいたま市の記憶障害の男性のことについてであります。7月4日の記者発表の後、6件の情報をいただいております。全て市外からで、知り合いに似ているといった情報提供がございました。残念ながら、いずれも現時点ではまだ有力とまでは言えない段階であるという状況でございます。これらの情報のうち、先週連絡があった5件については記憶障害の男性ご自身には既にお知らせをしておりますが、どの情報からご本人が何かを思い出すことはできませんでした。今後もこれらの情報について調査を進めていくとともに、引き続き情報提供を受け付けてまいります。
- なお、これまで身元不明のケースについては、警察署から保護を要請されております。大概は数日以内に身元が判明をしておりますが、今回のケースのように身元不明の状態が長期化した場合には、1年に1回は警察署に近況を報告して連携を図っているというところでございます。

幹事社質問に関する質問

- テレビ埼玉 ありがとうございます。
- 幹事社からちょっと1点また。先ほどの1点目の俳句の件について、教育委員会で考えることで、市長のコメントは控えたいということでしたけれども、そうしますと教育委員会で決めたことに関して市長は見守るという方向で大丈夫でしょうか。
- 市長 そうですね。基本的にはそういう考え方であります。
- テレビ埼玉 わかりました。ありがとうございます。

幹事社からは以上なんですが、各社質問ある方お願いします。

- 埼玉新聞 俳句の問題についてお伺いします。今回の件に対して、表現の自由の侵害に当たるのではないかという意見もかなりあるんですが、この点について市長はどのようにお考えでしょうか。
- 市長 公民館だよりについては、公民館の事業や、先ほども言いましたけれど、地域の活動を広報することを目的として、公民館が責任を持って編集、作成している中で、今回はあくまでも、そういった時期的な問題もあり、世論が分かれているという論点から判断したものと聞いておりますので、その意味では表現の自由の侵害の問題とは直接的にはかかわるものとまでは言えないのではないかと考えております。
- 埼玉新聞 ただ、実際にはこの方の発表する機会がなくなってしまった。もうちょっと言うと、この句を選んだ、句会が選んでいますから、句会の意向が今まではずっと同じような形で載ってきたものが、今回だけ載らなかったということで、その辺は結果的にもかもしれませんが、そういうような表現の自由が侵害されたという部分はどうしても否定できないかなと思うんですが、その辺はやはり、それでもそういったことに当たらないとお考えでしょうか。
- 市長 先ほども申し上げましたとおり、そういう時期的な問題もあり、そういう世論が大きく分かれている中で、片方だけの意見を載せるということが誤解を招くのではないかという判断をされたと聞いておりますので、そういう中で判断をされたと認識しているところでありますが、ただ今後については、教育委員会で今検討しているということではありますが、やはり今後、何らかの基準があったほうがよいのではないかという考え方を持っているようでもありますので、そういった中で、教育委員会の中で適切に判断をされると考えております。
- 埼玉新聞 対応なんですけども、この件に対して作者や句会にどう対応するか、説明なりなんなりして、どういう対応するか。それから、今後どうするかという2つのことがあると思うんですけど、いずれにしても教育委員会の判断を見守るというスタンスでよろしいでしょうか。
- 市長 今回の件について、教育委員会の判断は誤解を招くところがあったかもしれませんが、おおむね適正ではなかったかと思えますし、その中

で今後教育委員会として公民館だよりをつくるに当たって、基準あるいは方針をどういうふうにつくっていくかというのは、教育委員会の中でしっかり議論されていくということが必要だと思っております。

○ 埼玉新聞 何か市長が意見を言ったりとか、指示を出すというのは制度上なかなか難しいかもしれませんが、意見とか見解を伝えたりとか、そういうことは予定としては考えていますか。

○ 市長 基本的には、表現の自由ということもございますので、そういったことも当然教育委員会の中で十分検討されていく中でこうした方針やルールというか、基準が決められるものだと認識をしておりますので、ただ公というか、公民館が出すということもございますので、その中で基準あるいは方針というものをしっかり今後示していただくということがよいのではないかと考えています。

○ テレビ埼玉 その件についてなんですけれども、市民から100件以上問い合わせがあって、結構苦情も多かったというふうに聞いておりますが、その点に関しては市長はどのように受けとめていらっしゃるのでしょうか。

○ 市長 その辺については、いろいろ誤解を与えるようなところがあったかもしれませんが、基本的にはこういうタイミングの中で、公民館のほうで公民館だよりを出すに当たって、一方の側の意見だけを出すようなものにはいけないという判断の中でやられたと聞いておりますので、それが市の意見と誤解をされないようにという配慮の中でやられたということですので、それらについてはおおむね適切というか、先ほど言う表現の自由にかかわるところについては当たらないのではないかと考えております。

○ 毎日新聞 俳句の問題につきまして関連してなんですが、市の刊行物、市教委のかかわる管轄ではなくて、市長部局のかかわる刊行物で、例えば市報ですとかその他の市の発行物についても、広告以外にこういった政治的に意見が二分するものについては掲載を見送るですとか、何かそういった基準づくりが必要だというふうに市長はお考えになられますでしょうか。

○ 市長 現時点では、広告等についてはおおむねそういう形をとらせていただいていますし、市報以外のことについては全部把握をしておりませんが、現時点は広告以外はないということです。

- 毎日新聞 その辺について、市長は制定する必要があるというふうにお考えかどうかというのを。
- 市 長 それぞれ発行物の性格などもあるかと思imasuので、どういう発行物があるかどうかということについては、方針をつくったほうがいいのかどうかも含めて考えていくことが必要かもしれないとは思っています、基本的には特に市の行事であるとか施策をお知らせをするというのが基本的なベースになっていると思っていますので、現時点では特にその動きについては必要性は感じておりませんが、ただ芸術とか文芸とかということになると、いずれにせよそれらも含めて一回どういうものを発行しているかということについてはよく考えてみたいと思imasu。
- 毎日新聞 基準がないということになりますと、さっき市長がおっしゃられたような芸術にかかわるものですか想定しないものでそういった政治的な内容が含まれる可能性も今後ないとは言えないと思うんですが、その際に判断する基準としては、政治的なものですか、世論を二分するものとか、そういったものは載せないという方針が正しいというふうに市長は考えられているということでしょうか。
- 市 長 基本的には、個人を誹謗中傷したりとかするものであったりとか、あと政治的に二分をするようなものについては、両側の意見が載っているということであればまた違うかもしれませんが、片一方だけを掲載するような形になることは必ずしも望ましいものではないのではないかと考えております。
- テレビ埼玉 関連してなんですけれども、例えば偏った意見になってしまうというのがあったとしても、載せた際に「こちらは公民館の意見ではありません」というような注意書きを小さく書けばいいのかなと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。
- 市 長 それらについても今後教育委員会の中でしっかりご議論いただきたいと思imasu。
- 埼玉新聞 今回の件に限らず、最近行政とかそういうところで表現の自由とかそういう政治的なものに絡んだ意見表明とかに関係することが自己抑制がかかり過ぎているのではないかという意見があって、それが萎縮効果を生んで自由な発言がしにくい社会になってしまうのではないかという懸念をして

いる声もいろいろあると思うんですが、その点については市長はどのようにお考えでしょうか。

- 市長 一般の市民の皆さんがいろいろな表現をしたりいろいろご議論をいただいたりすることは、これは大切なことだと思いますし、それは大いにやっていいことだろうと思いますけれど、その中でただ行政が一方的な立場のほうだけに立ってやるということは必ずしも適切ではないと思っています。
- 埼玉新聞 表現の自由を守るという意味で行政もある程度の取り組みとか役割を果たす必要があると思うんですけども、そういった一方の意見を載せられないとか、そういう行政独特の立場も踏まえつつ、表現の自由を守っていくためにどのようにすればいいとお考えでしょうか。
- 市長 基本的には、表現が出されたり、それぞれご議論をいただいたり、主義主張を述べられるということについては、私たちは何の制約をするつもりもありませんし、そうすることは適切だと思っておりますが、ただ行政の発行物等ということになると、片方だけ載せるということは必ずしも適切なものではないだろうという判断をされたと私たちは聞いておりますので、そういう意味では私もその片方だけ載せるということになると誤解を招いて、むしろ表現の自由について制約を与えかねないということもあろうかと思っておりますので、いずれにしてもその自由な表現をしていただくために、できるだけしやすい環境をつくっていくということは必要だと思っております。
- 東京新聞 先ほど教育委員会で今後の方針を決めてほしいというお話でしたけれども、今回問題になったというのは、政治的なテーマであって、しかも世論を二分するというのが掲載に至らなかった理由だったんですけれども、こういったものを具体的に線引きするというのはなかなか難しいと思うんですけども、本当に可能だと、方針をきちんと教育委員会で決められるというふうに市長はお考えでいらっしゃいますか。
- 市長 その辺は、例えば私も全部認識しているわけではありませんが、公民館だよりの中では、本当に行事のご案内だけしかしていない公民館だよりのございますし、いろんなケースがあろうかと思っております。今回の公民館のところは、そういう意味では公民館を利用している方々の投稿なども載せる

ということでやられていると聞いておりますが、その中で適正な公正な対応をしていただくということが必要だろうと思いますので、その中でどういうルールをつくっていくのかということを検討してもらうことが必要だと思います。

- 東京新聞 そのために、具体的にこういうテーマだったら政治的ではないとか、あとこれは世論を二分するテーマだとか、そういうふうに具体的に線引きってできますかね。到底できると思えないんですけれども、そういう具体的な方針、市民が納得できるようなルールってつくれますかね。
- 市 長 いわゆる市の出しているものが、二分をしている中で片一方だけを載せるということが、市の方針というか、市がそういうふうに考えていると誤解を招くようなことにはならないほうがよいと思います。ですから、その中でどういうルールがつかれるのか、今できるできないということは、すぐここで即答は申し上げられませんけれども、それを検討していただくということではないかと思います。
- 東京新聞 公民館側の対応等で誤解を与えるようなところがあったというお話が先ほど市長からございましたけれども、具体的にどんなところで誤解を与えたというふうにお感じになってますか。
- 市 長 きちんと説明をするということだろうと思います。
- 東京新聞 何の説明でしょうか。
- 市 長 どうして載せられなかったのかということをきちんと説明をするということが必要だということです。
- 東京新聞 実際この俳句をおつくりになった女性とかサークルに対してということですか。
- 市 長 はい。

その他質問：川口市で起きた職員のひき逃げ事件を受けてのさいたま市での対応について

- 時事通信 時事通信と申します。
他市の話になってしまうんですが、川口で先週職員がひき逃げの容疑で逮捕されて、事故の前に飲酒をしていたという話も今上がっている段階で川口市ではさまざまな対応をしているんですけれども、近隣の自治体での

その事故を受けて、さいたま市で何か影響があったりですか対応を今後考えていたり、もう既にしていたりというものがあれば教えてください。

- 市長 ちょうど事故があった翌日に行政会議がございましたので、私のほうから副市長を初め局長、あるいは行政委員会の事務局長宛てにその川口で起こったひき逃げ事故についてお話をし、夏であるとか、あるいは年末というのは、どうしても少し気が緩んでしまうようなところがありますので、飲酒による運転ということについてはくれぐれもしないようにということを各局長から職員にしっかりと伝達をするようにということはお伝えをさせていただきました。公務員としてはあってはならないことでありますから、今後もそういったことを徹底化させたいと思います。

その他質問：中等教育学校設置の進捗状況について

- 朝日新聞 朝日新聞です。
大宮西高校の改編の問題なんですけれども、今どのくらいまで検討されているのか、進んでいけば教えていただきたいのですが。
- 市長 先般もお話ししましたように、校舎の建てかえとかというハードの部分の面などもありますので、そういったことも十分踏まえながら、どういう対応をしていくのかということについては今教育委員会で精査を検討していただいております。その中で方針が出てくるものと思っておりますが、先般いただきました生徒さんたちの思いは十分教育委員会も認識をしていると思いますので、その中で対応が決まってくるのだらうと思っております。まだその精査には少し時間がかかっているというところがあるかと思えます。
- 朝日新聞 その精査の答えを出すめどというのはいつぐらいになるとお考えでしょうか。
- 市長 後ほど。いつぐらいかということですね。
(現時点では具体的な時期については言えないが、現在、教育委員会で専門家と相談しながら検討している。)

その他質問：地下鉄7号線延伸推進議連のヒアリングについて

- 毎日新聞 きょう国会のほうで地下鉄7号線の延伸推進議連のほうにヒアリングがあったというふうに伺っています。市からも説明を申し上げたと思うんですが、どういった内容を具体的には議連のほうにお話しになったのかということと、その際の反応ですとかありましたらお聞かせいただければと思うんですが。
- 市長 私も状況を把握していません。まだ報告を受けていないので、そうしたら後ほど担当のほうから連絡をさせてもらいたいと思います。
- (本日午前10時から参議院議員会館で地下鉄7号線延伸推進議員連盟の勉強会がありましたが、その内容等は市側からは申し上げられない。)

その他質問：大宮区役所の移転について

- 埼玉新聞 大宮区役所移転の関係でお伺いします。
- この間終わりました市議会と県議会のほうで財産交換議案等が可決されましたが、その後速やかに契約を結ぶということでした。現段階で契約等はいかがになっていますでしょうか。
- 市長 現時点では、県のほうと文言の調整などを行わせていただいて、協議を行っている真っ最中でございます。7月中には土地交換の契約を締結したいと考えております。
- 埼玉新聞 7月中の締結というのはできそうな見込みですか。
- 市長 予定としては大丈夫だろうと思います。
- 埼玉新聞 それから、締結後なんですけども、当初の予定から既に遅れるというのが避けられない状況だということですが、具体的に遅れるとしても、いつぐらいまでに完成させたいという予定なんですか。
- 市長 私たちとしては一日も早くという思いはありますけれども、ただいづれにしてもしっかりと精査をさせていただくための予算を(この6月の)議会でご議決いただきましたので、スケジュールでありますとか、その他の部分についてもしっかりと精査をして、できるだけ早く実現をしていくように進めていきたいと思っております。
- 埼玉新聞 あと、先日の議決で附帯決議がそれぞれつきまして、市議会のほうでは市のほうから県のほうに提供する区役所別館の隣接の道路予定地の認定等をちゃんとするという附帯決議があったかと思うんですが、この辺

の進め方はどのようなスケジュールで道路認定等を行う予定でしょうか。

- 市 長 県とも十分に協議をして、そして合意をいただいた後に、氷川参道周辺の利便性等も検討して、区役所別館へ県自動車税事務所が移転した後に速やかに道路認定をしていきたいと考えています。
- 埼玉新聞 そうしますと、9月議会で認定の議案が出るとか、そういうのはない。
- 市 長 そうですね。9月ではちょっと難しいだろうと思います。
- 埼玉新聞 改修して移転するのがたしか来年の自動車税の納付時期が終わった後あたりというような話があったと思うんですが、そうすると来年の夏ぐらいまでということになるのでしょうか。
- 市 長 道路認定が行われるのがですか。
- 埼玉新聞 はい。
- 市 長 その辺の細かいところは、県とまた協議をした中で決めていくことになると思います。

その他質問：川内原発の再稼働について

- 埼玉新聞 昨日、川内原発の再稼働を事実上容認するという審議会の結果が出たと思うんですが、今回の容認に至った判断についてどのように考えていらっしゃるのでしょうか。
- 市 長 済みません。今時点だと、その辺を十分僕も精査をしていないので、コメントはまた別のタイミングでさせていただければと思います。
- 埼玉新聞 あと、今回は川内原発でしたけど、ほかの再稼働を予定している原発の審査もどんどん順次進んでいくと思いますが、今後の原発の安全性の確保について、こういうふうにしてほしいとか、何か市長にご要望とかあればお聞かせください。
- 市 長 基本的には安全の確保というのが第一だろうと思いますので、それが前提でなされると理解をしておりますので、それが適正に行われているかどうかということだろうと思います。
- テレビ埼玉 そのほか質問ある方はいらっしゃいますでしょうか。
それでは、ありがとうございました。
以上をもちまして、本日の記者からの質問を終了させていただきます。
- 進 行 それでは、市長定例記者会見を終了させていただきます。

次回の開催は、8月1日金曜日午後2時からでございます。よろしく
お願いいたします。

午後2時25分閉会

※この議事録は、明らかな言い直し、重複した言葉遣いなどを読み易く整理したものを掲載しています。なお、会見後追加・訂正・補足等された文言等については（ ）とし、下線を付しています。